

## お知らせ

掲載情報は12月22日時点のものです。内容変更の場合がありますので、市HPや各問い合わせ先で最新情報をご確認ください。



### 毎月第2・4土曜午前は休日開庁

一部の業務を行います。

詳細は市HPをご覧ください。



1月10日(土)・24日(土)午前8時30分～午後0時30分  
市役所1階、まちづくりセンター（木・小手指分館除く）、上下水道局庁舎  
問 経営企画課 ☎ 2998-9022  
7、上下水道お客様センター ☎ 921-1080

### 「納付済額のお知らせ」を郵送

令和7年中に①国民健康保険税②介護保険料③後期高齢者医療保険料を納めた方へ、社会保険料控除の申告でご利用できる「納付済額のお知らせ」を、2月上旬に郵送します。なお、①は世帯主宛に郵送します。

○1月中の送付をご希望の場合には、課税担当課にお問い合わせください。  
問 ①納付・収税課 ☎ 2998-9073  
②介護保険課 ☎ 2998-9420  
③国民健康保険課（後期高齢者医療担当） ☎ 2998-9218  
913-1

○受付時間は8時30分～午後4時です。  
◆会場で申告（のみ開設）

### 介護保険のサービス料も控除対象

介護サービス（予防サービス、総合事業サービス含む）の領収書に

「医療費控除対象額」の記載がある場合（一部の居宅サービスは、医療系のサービスと併用の場合のみ）は、通常の医療費に合算して申告できます。高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費・介護保険利用者負担助成金として交付された金額は、控除対象から差し引いてください。

通常の医療費に合算して申告できます。高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費・介護保険利用者負担助成金として交付された金額は、控除対象から差し引いてください。

### 公的年金等の源泉徴収票の郵送

令和7年中の年金支払総額などを記載した「公的年金等の源泉徴収票」を日本年金機構などが1月中に郵送します。確定申告の際に必要です。

TAXでの確定申告など

で利用できる電子データの受け取りが可能です。

なお、マイナポータルから、e-

申告書を作成するため、源泉

徴収票は送付されません。

金や遺族年金は非課税のため、源泉

徴収票は送付されません。

なお、マイナポータルから、e-

申告書を作成するため、源泉

徴収票は送付されません。

金や遺族年金は非課税のため、源泉

徴収票は送付されません。

なお、マイナポータルから、e-

申告書を作成するため、源泉

徴収票は送付されません。

金や遺族年金は非課税のため、源泉

徴収票は送付されません。

金や遺族年金は非課税のため、源泉

徴収票は送付されません。

金や遺族年金は非課税のため、源泉

徴収票は送付されません。

金や遺族年金は非課税のため、源泉

徴収票は送付されません。

金や遺族年金は非課税のため、源泉

徴収票は送付されません。

金や遺族年金は非課税のため、源泉

徴収票は送付されません。

留意事項

- 入場整理券は国税厅し  
ENE公式アカウントから事前に  
取得可
- 基本的にご自身のスマ  
ホで申告書を作成
- 2月13日(金)以前  
に所得税・個人消費税・贈与税の  
申告会場はありません

試験の合否にかかわらず、あらかじめ申請してください。借入には保証人が必要です。

①返還能力がある②引き続き2年

以上市内在住③市税の滞納がない

貸付上限

：10万円

▼高校・高専（私立）：

30万円

▼短大・大学など：40万円

返済期間

3年以内（無利子／貸付

後6ヶ月据え置き）

● 詳細は市HPをご覧ください。

申間 1月6日(火)～20日(火)にこども支

援課に直接

2998-9111

● 詳細は市HPをご覧ください。